

## 大阪市市税条例の一部を改正する条例案

大阪市市税条例（昭和29年大阪市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第78条の次に次の1条を加える。

（審査申出書の記載事項）

第78条の2 審査の申出をする者（以下この条において「申出人」という。）は、審査委員会の規程で定めるところにより、審査申出書を審査委員会に提出しなければならない。

2 前項の審査申出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 申出人の氏名又は名称及び住所又は居所

(2) 審査の申出に係る処分の内容

(3) 審査の申出の趣旨及び理由

(4) 審査の申出の年月日

(5) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項

ア 土地について固定資産課税台帳に登録された価格について審査の申出をする場合 当該土地の所在、地目、地積及び価格

イ 家屋について固定資産課税台帳に登録された価格について審査の申出をする場合 当該家屋の所在、種類、構造、床面積及び価格

ウ 償却資産について固定資産課税台帳に登録された価格について審査の申出をする場合 当該償却資産の所在、種類及び価格

(6) 法第433条第2項ただし書の規定により口頭で意見を述べる機会を求める場合には、その旨

(7) その他審査委員会が必要と認める事項

3 申出人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によつて審査の申出をする場合には、審査申出書には、前項各号に掲げる事

項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を記載しなければならない。

第79条の2の次に次の3条を加える。

(交付の方法)

第79条の3 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付は、次の各号のいずれかの方法によつてする。

- (1) 対象書類等（交付に係る書類又は資料をいう。以下この号及び第79条の5において同じ。）の写しの交付にあつては、当該対象書類等を複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものの交付
- (2) 対象電磁的記録（交付に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をいう。第79条の5において同じ。）に記録された事項を記載した書面の交付にあつては、当該事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものの交付

(提出書類等の写しの交付に係る手数料の額等)

第79条の4 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第4項の規定により納付しなければならない手数料(以下この条及び次条において「交付手数料」という。)の額は、用紙1枚につき10円(カラーで複写され、又は出力された用紙にあつては、20円)とする。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として交付手数料の額を算定する。

- 2 交付手数料は、審査委員会の規程で定める方法により前納しなければならない。
- 3 審査委員会は、法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を受ける申出人が経済的困難により交付手数料を納付する資力が無いと認めるときは、同項の規定による交付の求め1件につき2,000円を限度として、交付手数料を減額し、又は免除することができる。
- 4 既納の交付手数料は、還付しない。ただし、審査委員会が特別の事由があると認

めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

- 5 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による閲覧に係る手数料は、無料とする。

(送付による交付)

第79条の5 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を受ける申出人は、交付手数料のほか送付に要する費用を納付して、対象書類等の写し又は対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、審査委員会が定める方法により納付しなければならない。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月16日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

地方税法の一部改正に伴い、固定資産の価格に係る不服審査における審査申出書の記載事項及び提出書類等の写しの交付に係る手数料の額等を定めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

大阪市市税条例 (抄)

(合議体)

第78条 省 略

(審査申出書の記載事項)

第78条の2 審査の申出をする者(以下この条において「申出人」という。)は、審査委員会の規程で定めるところにより、審査申出書を審査委員会に提出しなければならない。

2 前項の審査申出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 申出人の氏名又は名称及び住所又は居所

(2) 審査の申出に係る処分の内容

(3) 審査の申出の趣旨及び理由

(4) 審査の申出の年月日

(5) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項

ア 土地について固定資産課税台帳に登録された価格について審査の申出をする場合 当該土地の所在、地目、地積及び価格

イ 家屋について固定資産課税台帳に登録された価格について審査の申出をする場合 当該家屋の所在、種類、構造、床面積及び価格

ウ 償却資産について固定資産課税台帳に登録された価格について審査の申出をする場合 当該償却資産の所在、種類及び価格

(6) 法第433条第2項ただし書の規定により口頭で意見を述べる機会を求める場合には、その旨

(7) その他審査委員会が必要と認める事項

3 申出人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によつて審査の申出をする場合には、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を記載しなければならない。

(審査の議事及び決定に関する記録)

第79条の2 省 略

(交付の方法)

第79条の3 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付は、次の各号のいずれかの方法によつてする。

(1) 対象書類等(交付に係る書類又は資料をいう。以下この号及び第79条の5において同じ。)

の写しの交付にあつては、当該対象書類等を複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものの交付

- (2) 対象電磁的記録（交付に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をいう。第79条の5において同じ。）に記録された事項を記載した書面の交付にあつては、当該事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものの交付

（提出書類等の写しの交付に係る手数料の額等）

第79条の4 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第4項の規定により納付しなければならない手数料（以下この条及び次条において「交付手数料」という。）の額は、用紙1枚につき10円（カラーで複写され、又は出力された用紙にあつては、20円）とする。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として交付手数料の額を算定する。

- 2 交付手数料は、審査委員会の規程で定める方法により前納しなければならない。
- 3 審査委員会は、法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を受ける申出人が経済的困難により交付手数料を納付する資力がないと認めるときは、同項の規定による交付の求め1件につき2,000円を限度として、交付手数料を減額し、又は免除することができる。
- 4 既納の交付手数料は、還付しない。ただし、審査委員会が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
- 5 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による閲覧に係る手数料は、無料とする。

（送付による交付）

第79条の5 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を受ける申出人は、交付手数料のほか送付に要する費用を納付して、対象書類等の写し又は対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、審査委員会が定める方法により納付しなければならない。